

幸田町監査公示第9号

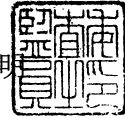
監査の結果について、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、下記のとおり公表する。

令和8年1月8日

幸田町監査委員 大 浦



幸田町監査委員 松 本 忠 明



記

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに幸田町監査基準第2条第1項第1号の規定による監査

2 監査の期日

令和8年1月7日

3 監査の対象

工事名	路線名等	契約概要	担当課
道路改良工事 第7-1 工区	町道長嶺東野 3号線ほか	工事期間 R7.9.10～R8.3.27 契約金額 22,550,000 円 請負者 (株)伊藤建設	建設部土木課
大規模改修工事その2	坂崎保育園	工事期間 R7.10.23～R8.3.13 契約金額 25,300,000 円 請負者 林建設(株)	住民こども部 こども課

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにしているか。

5 監査の実施内容

幸田町監査基準により、関連調書及び設計図書その他参考資料について、あらかじめ担当課に提出を求め、事前確認をした上で、監査の着眼点に照らし、担当課職員から説明を聴取するとともに、現地にも赴き、対象工事請負者の主任技術者の立会いの下、監査を実施した。

6 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにしていると認める。